

## 沿革

戦後、国の政策による食糧増産政策に沿って、耕地整理、土地改良事業の啓発及び推進を図るため、昭和3年に本会の前身である「岩手県耕地協会」が設立されました。

その後、土地改良法の制定に伴い、昭和27年「岩手県土地改良協会」に名称を改称し、昭和32年の同法改正後、昭和33年4月25日に現在の法人「岩手県土地改良事業団体連合会」として設立認可(農林省指令33農地第1469号)を受け、今日に至っております。

## 目的

会員の行う土地改良事業に関する技術的指導・支援、教育・情報提供、調査・研究等によって土地改良事業の適切な実施と会員の効率的な運営の確保を図ることを目的としております。また、国・県の行う事業に対する協力も行っております。

## 性格

土地改良事業団体連合会(以下「連合会」)は、その名称が示すように、土地改良事業を行う団体(市町村・土地改良区等)の協同組織(連合会)として「土地改良法」に基づき設立された団体です。

土地改良事業を行う事業主体では、事務・技術職員を充実させ、事業及び運営に必要な情報資料の収集、事業の促進、予算の確保、土地改良施設の維持管理など多岐に亘る業務執行が求められます。

これらの複雑化する問題を解決するために、土地改良事業施行団体が、自らの協同組織として設立した団体です。

連合会は、土地改良法により法人とされておりますが、その目的や事業内容、組織形態等から広義の公法人とされており、税法上からも非課税団体となっております。

## 事務組織

